

教職員定数の概要

義務標準法に基づく標準定数は、都道府県ごとに置くべき義務教育諸学校の教職員の総数を算定するもの。都道府県は、これを標準として、校長、教頭及び教諭等、養護教諭、栄養教諭等、事務職員、特殊教育諸学校の教職員の定数を条例で定める。

◆公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）

- ①校長・・・学校数×1人（第6条の2）
- ②副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師・・・学級数に応じて、必要となる学級担任、教科担任の教員数を考慮して、学校規模ごとに学級数に乗ずる率を設定（第7条）
- ③加配・・・指導方法工夫改善、児童生徒支援、特別支援教育、主幹教諭の授業時数等の軽減、研修等定数（第7条、第15条）

◆奈良県 県費負担教職員定数条例

第2条 県費負担教職員の定数は、7,232人とする。 ※令和6年4月1日

義務標準法に基づく標準定数

②副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師

校種	学級数	乗ずる数	令和6年度該当校
小学校	10～11	1.234	志都美、鎌田
	12～15	1.210	
	16～18	1.200	関屋、真美ヶ丘西
	19～21	1.170	五位堂、三和、真美ヶ丘東
	22～24	1.165	二上
	25～27	1.155	旭ヶ丘
	28～30	1.150	下田
中学校	18～20	1.557	西中、東中、北中
	21～23	1.550	
	24～26	1.520	香芝中

例：小学校12学級の場合
校長 1人
教諭等 12学級×1.210=14.52
→15人に切り上げ
少人数指導等の加配〇人
合計 17人程度

※加配は、国から都道府県に対して
配置されるため、県の教職員定数
の範囲内で、各校の状況に応じて
配置される。

※1学級の人数：小学校35人 中学校40人 特別支援学級8人

※上の表のほかに、少人数指導担当、通級指導担当、日本語指導担当、初任者研修担当も定数化。
(第7条)